

九州北部豪雨災害に関する Q&A（各種支援制度関係）

《 目次 》

Q1 災害弔慰金の支給内容について教えてください。	P.3
Q2 水害により重い障害を負いました。何か支援制度はありませんか。	P.3
Q3 水害で息子が亡くなりました。息子は結婚していましたが、長年別居していました。この場合でも息子の妻が災害弔慰金を受け取ることになるのでしょうか。	P.3
Q4 水害で、別居していた弟家族全員が亡くなりました。役所に災害弔慰金の相談をしたところ、自分は受けとれないと言われました。他に受け取る人がいないのにもらえないのは納得できません。権利を相続したとして受け取れないのでしょうか。	P.4
Q5 水害後、避難所生活をしていたところ、私の父が亡くなりました。そこで、災害弔慰金の支給を申請しましたが、認められませんでした。このままあきらめた方が良いでしょうか。	P.4
Q6 90歳の親戚がすむ家が水害で全壊したため、親戚はアパートを借りて生活しています。親戚は年金も受給していないため、生活保護を考えているようです。生活保護を申請したいのですが、どうすればいいですか。	P.4
Q7 水害により被害を受けた場合、住宅の再建・補修のための援助制度には、どのようなものがありますか。	P.5
Q8 公営住宅へ入居するためには、どうしたらよいですか。	P.6
Q9 特定有料賃貸住宅等へ入居するためには、どうしたらよいですか。	P.7
Q10 住んでいる賃貸アパートが水害で被害を受けました。大家さんに言われて、被災者生活再建支援金というものの申請をし、入金されたお金を大家さんに渡しました。大家さんはそのお金で修理をしましたが、渡したお金を返してもらうことはできるのでしょうか。	P.7
Q11 水害の少し前に、自分の土地建物を、兄弟の土地建物と交換しました。ところが、登記や住民票の移動をする前に、交換により取得した建物が水害に遭い、半壊してしまいました。役所から災証明を出してもらおうとしたところ、所有名義が異なるし、住民票も違う住所ということで、出してもらえませんでした。あきらめるしかないのでしょうか。	P.7
Q12 水害で自宅が半壊となりました。仮設住宅への入居を申し込もうとしたところ、全壊でないと入居できないと言われました。自治体ごとに、入居条件は異なるのでしょうか。	P.8
Q13 水害で隣家が倒壊し、自宅によりかかってきたため、自宅が傾いてしまいました。何か保障のようなものは受けられるのでしょうか。	P.8
Q14 自宅が水害で全壊したので、家を建て直す予定です。費用が足りないので、遠隔地に住む親戚に援助をしてもらえることになりました。このような場合でも、生活再建支援制度の加算支援金はもらえるのでしょうか。	P.8
Q15 水害で自宅が損壊したため、取り壊して立て直しをすることを考えています。水害後、仮の住まいとしてアパートを借り、加算支援金(賃借)の支給を受けましたが、さらに、加算支援金(建設)の支給を受けることができますか。	P.9
Q16 被災者再建支援制度に上乗せする再建支援制度はありますか。	P.9
Q17 水害で家屋が損傷を受けました。自治体の負担でトイレ修理をしてもらえると聞いたのでお願いしました。	P.9

九州北部豪雨災害に関する Q&A（各種支援制度関係）

[その後、仮設住宅に入居を申請したところ、トイレ修理をしたため、入居できないと言われました。入居は無理なのでしょうか。](#)

[Q18 水害で仕事と財産を失った外国人も生活保護を受けられますか。](#)

P.10

九州北部豪雨災害に関する Q&A（各種支援制度関係）

《 Q&A 》

Q1 災害弔慰金の支給内容について教えてください。

A1 水害などの「災害」で亡くなられた方の遺族は、災害弔慰金が支給を受けられる場合があります。
支給額は、生計維持者の方が死亡した場合500万円、その他の方が死亡した場合 250万円です。

- 災害弔慰金の支給対象はこれまで、配偶者(事実上の離婚の場合は除き、内縁者を含みます。)や子、父母、孫、祖父母とされていましたが、東日本大震災後に行われた法改正により、一定の条件のもと兄弟姉妹も支給対象に含まれることになりました。
- 支給の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、兄弟姉妹は死亡された方と生計を同じにしていたか、同居していた場合に限りです。
- 支給は、市町村が条例に基づいて行うこととなります。
- 申請は、死亡された方の被災時の住所地であった市町村に対して行います。
- 詳細は、市町村の窓口にお問い合わせください。

Q2 水害により重い障害を負いました。何か支援制度はありませんか。

A2 災害障害見舞金を受けられる場合があります。支給額は、生計維持者の方が重い障害を負った場合250万円、その他の方が重い障害を負った場合には125万円です。

- 災害により重い障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)になった場合に災害障害見舞金を受けられます。市町村の窓口にお問い合わせください。

Q3 水害で息子が亡くなりました。息子は結婚していましたが、長年別居していました。この場合でも息子の妻が災害弔慰金を受け取るようになるのでしょうか。

A3 事情により、受け取れる可能性も受け取れない可能性もあります。

- 災害弔慰金の支給の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、兄弟姉妹は死亡された方と生計を同じにしていたか、同居していた場合に限りです。
- したがって、息子の妻(配偶者)は、あなた(父母)より優先順位が上ですので、息子の妻が、災害弔慰金の支給対象者となるのが原則です。
- ただし、配偶者であっても、「離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった」場合は支給対象者から除かれることとなりますので、自治体の方とよく相談してください。

九州北部豪雨災害に関する Q&A（各種支援制度関係）

Q4 水害で、別居していた弟家族全員が亡くなりました。役所に災害弔慰金の相談をしたところ、自分は受けとれないと言われました。他に受け取る人がいないのにもらえないのは納得できません。権利を相続したとして受け取れないのでしょうか。

A4 残念ながら、受け取ることはできないものと思われます。

- 災害弔慰金の支給対象はこれまで、配偶者（事実上の離婚の場合は除き、内縁者を含みます。）や子、父母、孫、祖父母とされていましたが、東日本大震災後に行われた法改正により、一定の条件のもと兄弟姉妹も支給対象に含まれることになりました。
- 支給の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、兄弟姉妹は死亡された方と生計を同じにしていたか、同居していた場合に限ります。
- ただし、遺族が不在の場合は支給されず、相続の対象にはなりません。

Q5 水害後、避難所生活をしていたところ、私の父が亡くなりました。そこで、災害弔慰金の支給を申請しましたが、認められませんでした。このままあきらめた方が良いでしょうか。

A5 異議を申立てて、再審査をしてもらうことにより、判定が変わることがあります。また、不支給決定に対する取消訴訟を提起することもできます。早急に専門家にご相談ください。

- いわゆる災害関連死（災害による負傷等の悪化や避難所等における生活の肉体的・精神的疲労等から体調を崩し死亡した場合）の問題ですが、法律上は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」で、災害弔慰金は、「災害により死亡した場合に支給される」としています。
- 「災害により死亡」した場合が、どのような場合かについて、明確な基準はありません。災害を直接の原因として死亡した場合に限るものではなく、災害と死亡との間に因果関係がある場合にも「災害により死亡」した場合に該当します。
- 支給対象となる遺族の範囲は、配偶者（事実上の離婚の場合は除き、内縁者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。）です。
- 災害弔慰金の決定に不服がある場合は、決定を知った日から 60 日以内に、その決定をした市町村長に対し、異議を申し立てることができます。また、場合によっては再度申請をすることができます。
- 不支給決定を知った日から 6 か月以内に、決定をなした市町村を被告として裁判所に不支給決定の処分の取消訴訟を提起することができます。
- 早急に弁護士に相談されることをおすすめします。

Q6 90歳の親戚が住む家が水害で全壊したため、親戚はアパートを借りて生活しています。親戚は年金も受給していないため、生活保護を考えているようです。生活保護を申請したいのですが、どうすればいいですか。

九州北部豪雨災害に関する Q&A（各種支援制度関係）

A6 福祉事務所の生活保護に関する窓口に行き、保護申請を行う必要があります。

- 申請すると、預貯金・保険・不動産等の資産、扶養義務者による扶養の可否、年金等の社会保障給付・就労収入等、就労の可能性が調査されます。
- 調査後、保護費の支給や保護施設への入所等が決定されます。
- 生活保護を受給するには、自分の持っている資産や能力等を活用しても、なお生活が困窮しているという条件(補足性の原理)を満たす必要があります。
- 高齢者・障害者・ホームレス等で自ら生活保護の申請ができない方や、生活保護の受給資格を有するにもかかわらず受給に困難をきたしている方など、人権救済の必要があるとの対象者の要件や、収入等に関する一定の要件を満たすことにより、弁護士を通じて法テラスに日本弁護士連合会委託援助業務「高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助」の利用申込をすることもできます。

Q7 水害により被害を受けた場合、住宅の再建・補修のための援助制度には、どのようなものがありますか。

A7 以下のような制度があります。

- (1)被災者生活再建支援法に基づく支援制度
- (2)災害救助法に基づく応急修理制度
- (3)自治体による融資制度
- (4)住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度

1. 被災者生活再建支援法に基づく支援制度

一定規模以上の災害により、住宅が全壊や大規模半壊など、生活基盤に著しい被害を受けた世帯について、居宅被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅再建方法に応じて支給される加算支援金の最大300万円の支援金(金額は次のとおり。ただし、単身世帯の場合は4分の3)が支給される制度です。

① 基礎支援金

居宅被害の程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
基礎支援金	100万円	100万円	100万円	50万円

② 加算支援金

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
基礎支援金	200万円	100万円	50万円

基礎支援金の支給には、住宅が「全壊」又は「大規模半壊」した旨の「り災証明書」が必要となります。加算支援金の支給には、再建方法がわかる資料が必要となります。

基礎支援金の申請期間は災害発生日から13か月間、加算支援金の申請期間は同じく37か月間となりますので注意しましょう。申請窓口は市町村となります。

なお、自治体によっては、被災者生活再建支援制度に上乗せして、再建支援事業を実施している自治体がありますので、自治体に問い合わせをしてみてください。

九州北部豪雨災害に関する Q&A（各種支援制度関係）

2. 災害救助法に基づく応急修理制度

住宅が半壊し（「全壊」でも応急修理をすれば居住可能な場合は対象）、自ら修理する資力のない世帯について、これを修理することにより被災者が仮設住宅等に入居しなくなると見込まれるに場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行うものです。

条件、申請方法、申請期間等は市町村にお問い合わせ下さい。

3. 自治体による融資制度

自治体によっては、災害時に住宅再建支援のための融資等を行っていますので、都道府県または市町村にお問い合わせください。

4. 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度は、災害により被害を受けた住宅の所有者または当該住宅に住んでいた方で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設、購入または補修される場合に、資金の融資が受けられる制度です。

建設・購入の場合、住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」が必要なほか、融資条件や対象要件があります。

融資申込みは、お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関の窓口、または、郵送により住宅金融支援機構郵送申込係に行うことになります。

詳しくは、災害復興住宅融資取扱金融機関あるいは住宅金融支援機構にお問い合わせ下さい。

5. 上記のような支援制度ではありませんが、住宅ローン等の債務を減免しうる制度として、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインがあります。

この「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、生活再建資金を手元に残した上での大幅な減額や免除が認められる可能性があります。この手続は、もっとも多額のローンを借りている金融機関に手続着手を申し出て、金融機関からの手続を進めることの同意を得ることによって、開始します。

詳しくは、利用の可否を含め最寄りの弁護士会にお問合せください。借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室（0570-017109 又は 03-5252-3772、平日 9:00～17:00）へお問合せいただくことも可能です。

Q8 公営住宅へ入居するためには、どうしたらよいですか。

A8 地方公共団体が公営住宅を用意していますが、具体的な入居者選考の基準、申込みに必要となる手続き・書類、入居に当たっての条件等については、地方公共団体ごとに異なっていますので、各地方公共団体窓口にお問い合わせください。

- 低所得の被災者の方は、各地方公共団体が整備する公営住宅に入居することができます。公営住宅の家賃は収入に応じて決められますが、必要があると認められる場合には、一定期間、家賃が減免されることがあります。
- 災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方という住宅困難要件があります。そのほか、公営住宅に入居できる世帯の資格要件は、地方公共団体の窓口にお問い合わせください。

九州北部豪雨災害に関する Q&A（各種支援制度関係）

Q9 特定有料賃貸住宅等へ入居するためには、どうしたらよいですか。

A9 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合、資格要件を満たし、都道府県知事が認定した場合に入居することができます。資格要件や手続きについては各地方公共団体窓口にお問い合わせください。

- 特定優良賃貸住宅とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、民間の土地所有者等が、都道府県知事等の認定を受けて、厳しい建築基準の下で建築した公的賃貸住宅です。入居者は、自治体・国の補助による家賃負担の軽減などを受けられます。申込みには、同居家族などの条件のほか、世帯所得の上限と下限などが定められていますが、被災者世帯のために特定優良賃貸住宅の提供を行っている地方公共団体もありますので、詳しくは、各地方公共団体窓口にお問い合わせください。

Q10 住んでいる賃貸アパートが水害で被害を受けました。大家さんに言われて、被災者生活再建支援金というものの申請をし、入金されたお金を大家さんに渡しました。大家さんはそのお金で修理をしましたが、渡したお金を返してもらうことはできるのでしょうか。

A10 返還請求できるものと思われず。

- 被災者生活再建支援金は、家やアパートの持ち主ではなく、住んでいた方に支給されるものです。したがって、入金されたお金は、賃借人がもらうべきお金です。
- 契約内容などにもよりますが、通常は、賃貸物件は賃貸人が修繕義務を負いますので、修理費用を賃借人が負担する必要はありません。

Q11 水害の少し前に、自分の土地建物を、兄弟の土地建物と交換しました。ところが、登記や住民票の移動をする前に、交換により取得した建物が水害に遭い、半壊してしまいました。役所からり災証明を出してもらおうとしたところ、所有名義が異なるし、住民票も違う住所ということで、出してもらえませんでした。あきらめるしかないのでしょうか。

A11 り災証明を受けられる可能性はあります。

- 建物のり災証明は、所有者か居住者であれば受けられます。
- 居住者といえるために、住民票が必ず必要というわけではありません。
- 公共料金の支払などの資料で、生活実態があることを説明してみてください。
- 役所の認定に不満がある場合には、弁護士などの専門家にご相談ください。

九州北部豪雨災害に関する Q&A（各種支援制度関係）

Q12 水害で自宅が半壊となりました。仮設住宅への入居を申し込もうとしたところ、全壊でないと入居できないと言われてました。自治体ごとに、入居条件は異なるのでしょうか。

A12 自治体ごとに入居条件が異なるようです。仮設住宅のある自治体にご相談下さい。

Q13 水害で隣家が倒壊し、自宅によりかかってきたため、自宅が傾いてしまいました。何か保障のようなものは受けられるのでしょうか。

A13 被災者生活再建支援制度が利用できないか自治体に確認してみるとよいでしょう。

- 被災者生活再建支援制度とは、一定の自然災害により
 - ① 住宅が「全壊」した世帯
 - ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず「解体」した世帯
 - ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）について、最大300万円の支給がされるものです。
- 被災者生活再建支援金には、居宅被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅再建方法に応じて支給される加算支援金があり、金額は次のとおり（単身世帯の場合は4分の3）です。

① 基礎支援金

居宅被害の程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
基礎支援金	100万円	100万円	100万円	50万円

② 加算支援金

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
基礎支援金	200万円	100万円	50万円

基礎支援金の支給には、住宅が「全壊」又は「大規模半壊」した旨の「り災証明書」が必要となります。加算支援金の支給には、再建方法がわかる資料が必要となります。

- 本件では、自然災害が家の被害の直接の原因となっていないので、「自然災害により」と言えるかが問題となります。そのため、確実に同制度を利用できるとは言えませんが、自治体に状況を説明して、同制度の利用ができないか相談されると良いでしょう。自治体の判断等に納得できないときは、弁護士や司法書士等の専門家に相談してください。

Q14 自宅が水害で全壊したので、家を建て直す予定です。費用が足りないので、遠隔地に住む親戚に援助をしてもらえらることになりました。このような場合でも、生活再建支援制度の加算支援金はもらえるのでしょうか。

A14 加算支援金が支給される場合があります。

九州北部豪雨災害に関する Q&A（各種支援制度関係）

- 生活再建支援制度の加算支援金は、被災世帯が、居住する住居を建築等する場合に支給されるものです。
- 被災地域外に住む親戚から援助を受ける場合でも、被災者自身も代金を負担するならば、加算支援金は支給される場合があります。
- もっとも、加算支援金の支給に関しては、共同名義で契約をし、共有名義での登記をすることが必要になる可能性もありますので、事前に自治体に確認してください。

Q15 水害で自宅が損壊したため、取り壊して立て直しをすることを考えています。水害後、仮の住まいとしてアパートを借り、加算支援金(賃借)の支給を受けましたが、さらに、加算支援金(建設)の支給を受けることができますか。

A15 加算支援金(建設)の支給が受けられます。ただし、既に支給を受けた分は控除されます。

- 被災者生活再建支援制度においては、建設・購入の場合に200万円(単身世帯は4分の3の150万円)、賃借の場合に50万円(単身世帯は4分の3の37万5000円)の加算支援金が支給されます。
- 一度、賃借の加算支援金の支給を受けた後でも、建設・購入の加算支援金は支給を受けることができます。ただし、既に支給を受けた分は控除されます。
- したがって、賃借の加算支援金50万円の支給を受けた後でも、建設の加算支援金200万円から50万円を控除した150万円の支給を受けることができます。
- 単身世帯の場合は、賃借の加算支援金37万5000円を受けた後でも、建設の加算支援金150万円から37万5000円を控除した112万5000円の支給を受けることができます。

Q16 被災者再建支援制度に上乗せする再建支援制度はありますか。

A16 被災者生活再建支援制度に上乗せして、再建支援事業を実施している自治体があります。自治体に問い合わせをしてみてください。

- 例えば、東日本大震災の際、岩手県では、県と市町村が共同で、被災者住宅再建支援事業を実施しており、最大100万円の補助金が支給されました。
- その他、自治体独自の支援事業を実施している場合もありますので、自治体に問い合わせをしてみてください。

Q17 水害で家屋が損傷を受けました。自治体の負担でトイレ修理をしてもらえると聞いたのでお願いしました。その後、仮設住宅に入居を申請したところ、トイレ修理をしたため、入居できないと言われました。入居は無理なのでしょうが。

A17 自治体の規定により、入居できない可能性はあります。

- 今回のトイレの修理は、災害救助法に基づく住宅の応急修理によるものと思われます。

九州北部豪雨災害に関する Q&A（各種支援制度関係）

- 応急修理が受けられる条件は、自治体によって異なりますが、仮設住宅に入居しないことが応急修理の条件になっている場合が多いようです。
- したがって、あなたがお住まいの自治体において、仮設住宅に入居しないことが応急修理の条件になっている場合には、残念ながら、入居は難しいものと思われます。

Q18 水害で仕事と財産を失った外国人も生活保護を受けられますか。

A18 永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等といった在留資格等を有する外国人であれば、生活保護の対象者になり得ます。

- 外国人が生活保護を受ける権利は、法律上の権利として保障されているわけではありません。
- しかし、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格をもつ外国人については、生活保護法を準用し、生活保護の認定を受けることが可能となっています。